

## 三重県中国ビジネスサポートデスク現地レポート

平成 25 年 10 月 21 日

上海デスク 鈴木正治

(上海納克名南企業管理諮詢有限公司

董事・総経理)

### 上海自由貿易試験区が発足

9月29日、李克強首相が創設を主導して、金融、投資、貿易分野で大胆に規制緩和を進める【上海自由貿易試験区(FTZ)】を発足した。

FTZの設置により、外資進出を促し、金融、貿易、税制、政府管理など経済の構造改革と国際化を今後数年で推し進めるなどの狙いがある。

緩和された政策の範囲内で自由度の高いビジネスを認め、徐々にそれを高度化していくことで、香港に近づけていくことが期待され、日系企業にとっても商機が拡大していくものと思われる。

#### ➤ FTZ対象地域

浦東地区の上海外高橋保税区、外高橋保税物流園区、洋山保税区、上海浦東空港総合保税区の保税区4カ所、総面積は約29平方キロメートルである。

既にこの4つの保税区の管理単位は、既に『上海総合保税区』として統合されており、それを自由貿易試験区としてランクアップされたものといえる。

#### ➤ 規制緩和内容(分野業種)

投資規制を緩和する分野は、金融サービス、海運サービス、商業・貿易サービス、専門サービス、文化サービス、社会サービスの6分野における計18業種が対象となる。

具体的には、外資銀行の設立、中国民間資本との外資金融機関合弁銀行の設立の許可、家庭用ゲーム機の生産販売、医療機関や娯楽施設の運営等々。

なお、2013年10月より3年間、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」「中外合資経営企業法」の外資三法の一部条項の執行を、FTZに限定して停止する。

また上海市政府は外資企業に対して、200弱の2013年度版ネガティブリスト(外資企業参入を禁止する分野業種のリスト)を発表した。逆にリストにない分野、業種の進出を認めている。今後、リストは毎年更新され、さらなる緩和が期待されている。

#### ➤ 規制緩和内容(手続面)

FTZ内での設立登記においては、その申請内容、登記手続日数が大幅に緩和される。

最低資本金額、出資期限の制限を設けず、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する  
授權資本金登記制度が試行される。

手続面では、外資企業が批准証書を取得申請する商務部への手続きは不要となり、名称  
申請後、工商行政管理局にて営業許可申請を行い、ネガティブリストに定めのない一般企  
業と判断されれば、申請提出後3営業日以内にて登記決定、その後、質量監督部門と税務  
部門における登記は1営業日にて登記証書を発行となる。

従って、申請開始から最短4営業日にて営業許可証、組織機構コード証、税務登記証を  
受領することが可能となる。

今後は上海市内企業を中心として、インフラ整備のため、建設ラッシュが進められ、莫  
大な資金が投じられることになる。

既に上海市浦東新区外高橋保稅区のオフィス賃貸料、m<sup>2</sup>あたりの不動産価格は軒並み2  
倍程度に急騰しており、法人登記に並ぶ新規企業とは逆に、賃料上昇により撤退を検討す  
る企業もあるほどである。

まずは上海での自由貿易試験区設置となったが、2013年10月15日現在、広東省は、香港・  
マカオとの一体化を進める深セン市の前海地区、珠海市の横琴新区、広州市の南沙新区の  
3地区の自由貿易試験区設立を国務院（中央政府）に申請し、山東省青島市も自由貿易区  
の開設申請に動いており、今後は全国的に試験区を認可設置していくものと考えられる。